

お客さま各位

2026年5月

中兵庫信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて（2）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2021年6月に政府から公表されました「成長戦略実行計画」においては、「5年後の約束手形の利用の廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、金融業界では手形・小切手の電子化に向けた取組みを進めております。

これを踏まえ、当金庫では「2026年度末（令和8年度末）までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として下記の追加対応を実施させていただきますので、お知らせいたします。

今後も更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 手形・小切手の振出期限（最終振出日）の設定

(1) 手形・小切手の最終振出日： 2026年（令和8年）9月30日（水）

(2) 実施内容：

お取引先へのお支払いを目的とした手形・小切手の最終振出日を設定します。

振出期限（最終振出日）の翌日以降に振出された手形・小切手については当座預金から支払いができません。

ただし、お客さまご自身の当座預金からの現金お引き出しや振替のために振出される場合は、振出期限設定の対象外とさせていただきます。

2. 他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付の終了

(1) 受付終了日： 2026年（令和8年）9月30日（水）

(2) 実施内容

中兵庫信用金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付を、上記日付をもって終了します。入金先の口座は、当座預金のほか、普通預金、定期性預金等各種預金を含みます。

3. 電子的な決済手段への移行に関するお願い

手形・小切手の電子化には、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがあります。

「電子記録債権（でんさい）」のご利用、および「インターネットバンキング」による振込みといった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申しあげます。

<すでに告知している取組み>

取組み内容	実施日
当座預金の新規口座開設の停止	2025年(令和7年)10月1日(水)
払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始	2025年(令和7年)10月1日(水)
2027年(令和9年)4月以降を期日とする 手形・小切手の代金取立・手形割引の受付停止	2026年(令和8年)4月1日(水)
手形・小切手用紙の発行終了	2026年(令和8年)4月1日(水)

以上

※ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口までお問い合わせください。

